

中央市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消を図るに当たり、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱(平成31年3月29日付け地創第1951号山梨県総合政策部長通知。第3条において「県実施要綱」という。)の規定に基づき、東京圏の大学を卒業し、山梨県内に所在する企業に就職が内定しており、かつ、本市に移住する意思を有する者に対し、採用選考面接に要する費用を軽減するため、予算の範囲内において、中央市地方就職学生支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、中央市補助金等交付規則(平成18年中央市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (3) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (4) 移住 本市に生活の本拠を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民登録することをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(この条及び次条において「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に係る要件は、ア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に係る要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く。)のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。

イ 移住先に係る要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 山梨県内に所在する企業に就職することが内定しており、かつ、内定は大学卒業年度の10月1日以後に受けていること。

(イ) 大学の卒業後に(ア)に掲げる企業に就職する予定であること。

(ウ) 申請日から1年以内に本市に移住し、移住した日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他市長が支援金の対象として適当でないと認めた者でないこと。

(2) 就職等に係る要件は、ア及びイに該当すること。

ア 就職先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山梨県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

(オ) 交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就職条件に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。

(イ) 山梨県内への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、山梨県内に所在する企業に就職するために、大学卒業年度の6月1日以後に実施される採用選考面接に係る1回分の往復に要する交通費(内定を受けた企業から採用選考面接に係る交通費が支給されている場合は、往復交通費からその支給額を差し引いて得た額)の2分の1以内とする。

2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 支援金を交付することができる回数は、交付対象者1人につき1回を限度とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、中央市地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、大学卒業年度の1月15日までに市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し(写真がない場合は、公的機関が発行する証明書の写し)

(2) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの(日本国籍を有しない者に限る。)

(3) 在学証明書

(4) 内定証明書(様式第2号)

(5) 申請書に記載した交通費の領収書

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出を郵送の方法により行う場合にあっては、同項に規定する期日までに本市に申請書が到着するように行なわなければならない。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付を決定し、中央市地方就職学生支援金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行った結果、支援金の交付すべき要件に該当しないときは、支援金の不交付を決定し、中央市地方就職学生支援金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 前条第1項の規定による支援金の交付の決定を受けた者は、速やかに、中央市地方就職学生支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに口座振込の方法により支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者(次条及び第10条において「支援金受給者」という。)に対し、報告又は立入調査を求めることができる。

(届出の義務)

第9条 支援金受給者は、支援金の交付の決定を受けた日から起算して5年間においてその住所又は就業先に異動があった場合は、速やかに、市長に届け出なければならない。

(支援金の返還請求)

第10条 市長は、支援金受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業側の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合であって、山梨県が返還を不要としたときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 支援金の全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の交付の決定の内容又はこの告示に違反した場合

ウ 内定証明書に記載のある内定を受けた企業に就職しなかった場合

エ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合(申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。)

オ 就職日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合(退職日から3月以内に山梨県内の別の企業に就職する場合を除く。)

カ 転入日(申請時に既に住民票がある者にあつては、就職日)から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合

(2) 転入日(申請時に既に住民票がある者にあつては、就職日)から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合 支援金の半額
(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。